

令和4年度 第3回 にいがた住まい環境基本計画推進有識者会議 会議録

日時：令和5年2月14日（火）午後2時～

場所：古町ルフル 12階 集会室

【事務局】

定刻となりましたので、これより始めさせていただきます。

高松委員の到着が少し遅れますとのご連絡がありましたが、間もなく見えられると思いますので始めさせていただきます。

本日は大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

只今より令和4年度第3回「にいがた住まい環境基本計画推進有識者会議」を開催いたします。

私、事務局の住環境政策課 磯辺です。どうぞよろしく願いいたします。

恐縮ですが座って進めさせていただきます。

はじめに、建築部長の若杉より開会のご挨拶を申し上げます。

【建築部長】

本日はお忙しい中お集まり頂きまして、誠にありがとうございます。また、皆様方におかれましては日頃から市政の運営にご協力を頂きまして誠にありがとうございます。

今回第3回ということで「にいがた住まい環境基本計画推進有識者会議」を開かさせていただきます。

皆様ご存知のように2回目の会議で、2つの計画につきまして素案をご議論頂きました。

12月から1月にかけてましてパブコメをさせていただきました。その結果をふまえた最終案を皆様方に今回お示しできればと思います。

また、今后来年度以降の空き家対策に関しましても若干、皆様にご報告しながら進めたいと思いますので、本日も忙しい中2時間位かかるとは思いますがご協力の程よろしく願い申し上げます。

本日はよろしく願いいたします。

【事務局】

議事の公開等についてご案内致します。本日は傍聴者及びにマスコミ・報道等の申し込みはございませんでした。

また、本日の会議ですが従来であれば、新潟市情報公開条例第16条の規定により、公開で開催しておりますが、「新潟市附属機関等に関する指針」におきまして、「新潟市情報公開条例に定める非公開情報に該当するものは非公開とすることができる」とされておりまして、本日の「次第3. 管理不全な空き家等の対応」につきましても、その内容が特定の個人を識別できる可能性

がある情報が含まれていることから、非公開とさせていただきますのでご了承願います。

また、会議の概要につきましては毎回のことでございますが「新潟市附属機関等に関する指針」に基づき、事務局で作成し、非公開部分を除きまして、配布資料と共にホームページで公開させていただきます。

なお、議事録作成の為、会議の音声を録音させていただきますので、予めご了承願います。

また、出席者の確認になりますが、委員の皆様と事務局とも出席者変更はございませんので、ご紹介は割愛させていただきます。

それでは、本日の会議資料につきまして確認をさせていただきますと思います。この度は資料の郵送がちょっと遅れたということがあったということで大変ご迷惑をおかけし、誠に申し訳ございませんでした。

今後はこのようなことがないように十分留意してまいります。

それでは、事前にお送りしました資料を使用いたしますが、お手元に不足等ございましたら、後ほどお声がけ頂ければと思います。

それでは配布資料を確認いたします。

A4の会議次第1枚、同じくA4の1枚紙委員名簿、同じくA4の1枚紙座席表になります。

次に、資料の右上に番号が書いてございますが、資料1-1、第2回の会議でいただいたご意見と回答を記載していますA4の1枚紙、表形式のものです。

続きまして資料1-2、新潟市住生活基本計画（案）、A4版1冊ものがございます。

続きまして資料1-3、アウトプット指標、A3で3枚ものになります。

続きまして資料2-1、新潟市マンション管理適正化推進計画（案）のパブコメ結果について、A4で1枚紙のものになります。

続きまして資料2-2、新潟市マンション管理適正化推進計画の策定について、A3で1枚ものになります。

続きまして資料2-3、新潟市マンション管理適正化推進計画（案）、A4版1冊ものになります。

続きまして資料2-4、チラシになりますが、マンション管理計画認定制度に関するA4で1枚ものになります。

資料2-5、こちらもチラシになりますが、マンション長寿命化促進税制に関するA4で1枚ものになります。

なお、資料3-1から4-2もございますが、こちらは途中休憩後に配布させていただきます。以上となりますが資料の不足等はありませんでしょうか。

それでは、会議開催要綱第4条第2項により、会議の議長につきましては委員長が行うこととなっておりますので、ここからの議事進行は委員長にお願いしたいと思います。

それでは黒野委員長よろしくお願いたします。

【黒野委員長】

それでは本日も皆様のご意見を聞かせて頂いて、円滑な進行に努めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議事の前に本日の議事録確認委員を決めさせていただきます。本日の会議についても、副委員長をして頂いております小池委員にお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

【黒野委員長】

ありがとうございます。恐縮ですが、小池先生よろしくお願いいたします。

それでは、議事のほうに入らせていただきたいと思えます。次第に沿って、「次第1．次期新潟市住生活基本計画の策定について」、まず事務局のからご説明をお願いします。

【事務局】

住環境政策課の諏訪間と申します。よろしくお願いいたします。失礼して座って説明させていただきます。

次期新潟市住生活基本計画の策定について説明いたします。資料1-1をご覧ください。こちらは昨年11月に開催した令和4年度第2回有識者会議の意見と回答をまとめたものです。内容は記載のとおりですが、後日回答させて頂くこととした番号2の朝妻委員からのご意見について回答させていただきます。資料1-2の46ページをあわせてご覧ください。ご意見の内容ですが「総合指標について、住宅が安心・安全・快適であると思う市民の人数で評価することは可能か」というご意見でした。総合指標は市民約4000人を対象にアンケート調査を実施するものですが、年度ごとに回答率が異なることが想定されることから、予定通り指標の評価にあたっては割合にさせて頂ければと考えています。以上で資料1-1の説明を終わります。

続いて資料1-2をご覧ください。こちらは次期住生活基本計画の本冊となります。昨年11月の第2回有識者会議以降、12月12日から1月11日までパブリックコメントを実施するとともに、12月16日に市議会に計画の内容を報告しました。パブリックコメント、議会報告ともに特段のご意見等はございませんでしたので、資料1-2の内容で成案とさせていただきます。今後、内部の事務処理を経て3月末の計画策定となる予定です。

続いて資料1-3をご覧ください。こちらは次期住生活基本計画に記載する各種施策の進捗状況をまとめたアウトプット指標の一覧となります。A3資料の1枚目が居住者の視点と施策、2枚目が住宅ストックの視点、3枚目が住環境の視点のアウトプット指標となります。ここでは例年に比べて大きな変化があった今年度の事業についてご説明させていただきます。

まず、資料2枚目の青色のページをご覧ください。左から3セル目の通し番号22番をご覧ください

さい。「健幸すまいリフォーム助成事業」についてです。総利用件数は令和3年度の実績に比べ約倍増しています。

続いて、1枚戻って頂いて黄色のページの通し番号6番をご覧ください。「健幸すまいリフォーム助成事業」の具体的な助成内容である「子育て対応リフォーム」の件数についてです。こちらにも同様に倍増しています。

1枚めくって頂いて、通し番号36番、37番をご覧ください。「温熱環境改善リフォーム」「バリアフリーリフォーム」の件数も同様に倍増しています。こちらに関しては、新型コロナウイルスの感染拡大にともなう巣ごもり需要により、リフォームの利用が高まったことから、予算を増額するとともに令和4年度に利用を前倒して、昨年3月より支援を開始したことによるものです。

また、今回の支援から開始した通し番号38番の「新たな日常への対応工事」についても、10件ほどの申請を受けているところです。

続いて、通し番号35番をご覧ください。「住宅用再生可能エネルギー導入促進事業」についてです。昨年9月に開催した第1回有識者会議で報告させて頂きました太陽光発電設備や蓄電池、家庭用燃料電池の設置費用の一部を助成する制度です。昨年の9月議会で補正予算を計上し、12月15日から受け付けを開始しました。多くの申請を頂き、予算の上限に達したため、受付を終了しています。実績は355件となる見込みです。

続いて、通し番号42番をご覧ください。「空き家活用推進事業」についてです。実績の大きな変化ありませんが、備考欄の部分をご覧ください。令和5年度より住宅金融支援機構と連携し、市の助成を受けた住宅取得のローン金利引き下げ期間を延長する予定です。

以上で大きな変化があった部分の説明を終わります。

「住生活基本計画の策定」についてのご説明を終わらせて頂きます。

【黒野委員長】

ご説明ありがとうございました。只今頂きました資料1-1、1-2、1-3のご説明につきまして、ご意見やご質問等がございましたらお願いします。如何でしょうか前回の指摘にお答え頂いたり、個別の実績を踏まえてお示しいただいたところでしたので、ご質問がなければ、次第1のほうを終了させて頂きます。

続きまして、次第2のほうに移らせて頂きます。「新潟市マンション管理適正化推進計画の策定について」こちらにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

住環境政策課の佐藤です。「新潟市マンション管理適正化推進計画の策定について」説明させて頂きます。着座にて説明させて頂きます。

お手元にある資料2-1からご説明させて頂きたいと思います。

「新潟市マンション管理適正化推進計画（案）の意見募集の結果について」説明させて頂きます。

す。前回の11月の会議でパブリックコメントの案を提出させて頂きまして、それについて意見募集を行いました。

1 意見募集概要ですが、募集期間は新潟市住生活基本計画と同じく令和4年12月12日から令和5年1月11日まで実施させて頂きました。

周知の方法として、市報にいがた、ホームページでの掲載のほか、市で連絡先を把握している管理組合へ直接郵送にて案内させて頂きました。一部連絡がつかないところもありましたが、そういったところを除きすべての管理組合に対して郵送させて頂きました。

2は意見募集の結果となっております。意見募集の提出意見の数は、結果として3者意見を頂きました。提出意見の数は3者の中で重複している意見が複数見られたところもありますけれども、提出意見の数としては全部で23件の意見を頂戴いたしました。

こちらにつきましては、すべて3月にまとめて意見の内容、併せて回答の内容をホームページで公表させて頂きたいと思っています。今回の有識者会議においては個別の意見までのご説明を省略させて頂きますが、どのような意見等が寄せられたか、それに対してどのように対応するかご説明させて頂きます。

下の意見分類というところでご説明させて頂きます。大きく分けて4つの意見に分類される意見の提出を頂きました。「①表現・表記・誤記等に関するもの」、「②記載の根拠等に関するもの」、「③マンション管理に係る各主体の役割に関するもの」、「④管理計画の認定基準に関するもの」ということで、4つに分類させて頂きました。

「①表現・表記・誤記に関するもの」これにつきましては、文中の表現等についてご指摘を頂いたところがありました。

「②記載の根拠等に関するもの」につきましては、計画内の記載の法律の根拠であったり、データの基はどうなっているか、そういったところについて意見を頂きました。こちらについては、適宜本文中で表現の修正等で対応させて頂きました。

「③マンション管理に係る各主体の役割に関するもの」というところですが、こちらは資料2-3、ページ数で言うと26ページに回答が載っております。26ページ「マンション管理適正化推進計画」で各主体の役割、こちらを明記させて頂いたところがございます。

特に内容としましては、市民、関係団体、新潟市、それぞれでマンション管理適正化に向けて、それぞれどのように役割を果たしていくかを記載させて頂いたところですが、市民のところ、管理組合の欄のところ、もう少し管理組合の果たすべき役割について、記載をもっと頂きたいというご意見を頂きました。これに対する対応ですけれども、26ページの役割分担の欄、後述の27ページ以降ですけれども、「新潟市マンション管理適正化指針」こちらの中でマンション管理組合が果たすべき役割ですとか、方針について細かく記載させて頂いたところがございますので、こちらについては重複をさけるような形で原文のままに対応させて頂くかたちとさせて頂きたいと思います。

続きまして、「④管理計画の認定基準に関するもの」というところでした、本誌の中ではページ

の31ページ以降に記載されております。計画を策定後「マンション管理計画の認定制度」が開始しますが、こちらの中で「マンション管理計画の認定」に際して、どのような基準を満たしているかというところを記載させて頂きました。

こちらに対してご意見を頂きました内容としましては、現時点の新潟市の基準に加えて、もっとこうしたほうが良いんじゃないかというような、上乘せ基準を加えるというような提案を頂きました。ただ、新潟市の現時点の考えとして、こちらの基準の上乘せを公表していないということもありまして、原文のままの対応とさせて頂きたいと考えております。ただ、入れられなかった意見の中では認定基準とはしないものの、マンション管理における重要な事項ですとか、そういったところも見られましたので、これらに対しては、今後セミナー等で周知・普及等を進めていきたいと考えています。

資料2-1の裏面に移りまして、頂いた意見に対する対応はこのようなかたちで説明させて頂きましたが、その他、具体的なマンション管理適正化推進計画に対するご意見ではございませんでしたが、今後の市のマンション管理施策に関する要望・意見等もありました。

また、管理組合で新潟市マンション管理適正化推進計画、こちらの意見聴取をご案内させて頂き、資料2-4マンション管理計画認定制度の周知、こちらの水色のチラシですけれども、マンション管理組合の皆様にもマンション管理計画認定制度、こちら令和5年4月から実用化されるということでご案内させて頂きました。マンション管理適正化推進計画に対する意見以外、こちらの認定制度に関するお問い合わせというのも頂きました。

そして、先程のパブリックコメントの結果ですけれども、こうした意見を反映させたものとして、資料2-2の「新潟市マンション管理適正化推進計画の策定について」と資料2-3の「新潟市マンション管理適正化推進計画（案）」を用意させて頂きました。

今後、内部の手続きをすませまして、令和5年3月こちらの内容でマンション管理適正化推進計画を策定させて頂きたいと考えております。

今後、令和5年から令和9年までの5ヶ年計画となっておりますので、こちらの内容に基づいて、新潟市マンション管理適正化の推進を図っていききたいと考えております。

最後に資料2-5の説明をさせて頂きます。いまほど資料2-4「マンション管理計画認定制度」を説明させて頂きましたが、令和4年12月末、昨年末、国のほうからマンション長寿命化促進税制ということで、税の特例が出されましたのでこちらをご案内させて頂きます。

内容としましては、マンションが一定の大規模修繕を行うことで、その固定資産税のうち減税が受けられるという制度になっております。下の減税措置の概要を簡単に読ませて頂きます。対象とするマンションは築20年以上かつ10戸以上で、マンション管理の管理計画認定を取得しているマンション、こちらが対象となります。なお、補足事項ですが管理計画認定基準未滿から認定基準以上に修繕積立金を引き上げて、長期修繕計画を改善した場合、管理計画を改善した場合のみ減税の対象になるというふうになっております。工事の要件ということで長寿命化工事、大規模修繕工事や屋根防水工事、床防水工事、外壁塗装工事等を過去に実施していて、令和5年

4月1日～令和7年3月31日の間に2回目の長寿命化工事を実施することが対象となっております。

減税額については各区分所有者が工事の翌年度に支払う固定資産税を1/2～1/6の範囲内で減額することとなっております。こちらの割合については新潟市の税の関係の条例で定めるような形となっておりますので、来年度以降、検討のほうを進めていきます。

以上を持ちまして、「マンション管理適正化推進計画」並びに「マンション管理計画認定制度」、情報提供として「マンション管理長寿命化促進税制」についての説明をさせていただきました。こちらの内容についてご意見を頂戴できればと思います。

【黒野委員長】

ご丁寧に説明を頂きまして、ありがとうございます。只今の説明につきまして、ご意見やご質問ございましたらお願いします。どちら様でも結構ですので、よろしくお願いします。

特にございませんようでしたら、こちらの件につきましても、マンション適正化推進計画(案)のとおり進めていただくということによろしいでしょうか。そうしましたら、特にご意見を求めるところではございませんので、ご説明頂いたことについては、委員の皆様からご了承いただいたということにさせていただきます。ありがとうございます。以上で次第2のほうを一旦終わらせて頂きます。ありがとうございます。

ここで一旦、進行を事務局のほうへお返しします。

(「次第3. 管理不全な空き家等の対応」、非公開)

【黒野委員長】

続きまして、次第4「会議開催要綱の改正について」事務局から説明をお願いします。

【事務局】

住環境政策課の帆苺です。資料4-1、4-2を説明させていただきます。

まず、4-1をご覧ください。今回の会議の要綱改正の概要になります。

まず1番、要綱の概要ですが、こちら新潟市の住宅事情及び住宅を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、本市の住宅施策を的確に推進するにあたり、有識者の方々からご意見を聴取するため、この有識者会議を開催するにあたっての諸事項を定めるものです。

今回改正を予定しているものが大きく3つございます。

1つ目は、会議の名称とそれにあたって会議の開催要綱の題名を変更しようと考えております。この理由でございますが、会議で皆様方から意見を聴取する事項が「にいがた住まい環境基本計画」に限らず、マンション計画や空き家の計画など多岐にわたることから、会議の名称を「にいがた住まい環境基本計画推進有識者会議」から「新潟市住宅政策推進有識者会議」に変更し、そ

れに伴って要綱の題名も変更しようと考えております。

2つ目は、所管事項の修正です。先程申し上げましたが「にいがた住まい環境基本計画」というものが「新潟市住生活基本計画」に名称が改まります。また、所管事項のところに各計画が記載されていますので、その名称変更であったり、マンション管理適正化推進計画を所管事項に追加させていただきます。

3つ目は、ウェブ会議の取り扱いについて追加させていただきます。今後、本会議をウェブで開催することがあるかと思えます。このような対面の会議形式同様に取り扱う事ができるよう要綱に定めるものです。

以上3つが改正の概要です。改正の年月日は今年の4月1日を予定しております。

続いて4-2ですが、こちら新旧対照表になっております。左側が改正後の案、右側が現行の案になっております。赤い文字のところが変わっています。具体的な説明は割愛させていただきますが、第1条、第2条、第6条を修正する形になっております。

以上で説明を終わります。

【黒野委員長】

ご説明いただき、ありがとうございます。今ほど説明いただいた、資料4-1、4-2のところですが、このように改正するという点について、何かお気づきのことはありませんか。

山田委員お願いします。

【山田委員】

「新潟市住生活基本計画」に改正するのは、誠に良いことだと思いますが、事務局にお聞きしたいんですけど、この住生活というところの中に道路とか、住環境に欠くべからざる重要な問題の、道路部分が含まれているのかいないのかをお聞きしたい。もし含まれているとすれば大体、空き家の問題はですね、道路が狭いところにあり、すれ違いはできない、除雪はできない、袋小路であれば、入り口が火事になったら逃げられない、様々な問題が道路という問題から発生しているわけです。これがこのように変わるということは、将来に向けてそういうところまで範囲を広げて、すれ違いができたり、住みやすいまちができることにつながるもので、誠に結構なことだと思うんですが、その定義の問題についてお聞きしたいです。

【黒野委員長】

いかがでしょうか。

【事務局】

ありがとうございます。

本計画の要綱に、道路に関することが所管として含まれるかということについてですが、結論

から申しますと、その道路に関して特化してここに盛り込むというものではないと考えております。

あくまで住宅がメインでして、それに付随する市民の住宅での生活であったり、周りの環境という部分で、前面道路など道路部分と関係している部分もございますけれども、道路部分に関しては、建築部だけでなく、土木部であったり、都市政策部であったり、道路をメインとして扱う所管部署が他にもございますので、課題がございましたら、他のところと調整しながら問題に取り組んでいくことになります。

【黒野委員長】

いかがでしょうか。

【山田委員】

今ほど、道路というものがですね、市道とか県道、私道というような、そういう私道を含めるか含めないか、私道は所有権がありますし。今のお答えですと、縦割り行政の歪のようなものを若干感じるんですよ。なぜかという、道路と住宅というのは1セットなんですよ、切り離せる問題ではないんです。そういう問題を解決するとすれば、役所の中の組織をひっくりめた形の組織を作ったらいいんじゃないか。そんな大それたことを言って恐縮なんですけど、そういう考えもあります。

ところが建築協定というのは、道路が3メートルであっても、道路の中心から3メートルバックしようじゃないかと。前にもお話したことがあるんですけど、セットバックするのは、あくまでも個人の土地です。これは道路ではないです。道路ではないけれども、道路としてみんなが道路の中心から、4メートル道路だったら、中心から3メートルバックして、私の土地を1メートルですよ、みんなで道路として使おうじゃないかと。道路というよりも、みんなでそこを車が通っても文句を言わないようにしましょうよと。建築協定というのは協定ですから、そういう申し合わせをするということです。そういう申し合わせをするということは、道路じゃないのに道路のような感覚でおられると、道路勧告しなければならない、問題解決しない場所に要するに目線が行っていない。道路というけれども所有権は個人の土地です。地目が公衆用道路にするのがだめだということならば、宅地のままにして建築協定の趣旨を生かして拡張する。そこまでやらないと、この空き家問題は抜本的な問題解決にならないです。50年、100年経って建て替えるのは何度もしますが、その時にセットバックすれば、まあいずれは、子や孫の代になるかもしれませんが改善されたという状況が見えてくるわけです。

今、新潟駅から伊勢丹の間も、やっぱりどっちかという、建築手法的な考え方で広い道路にする計画があるんですよ。それだって私道など道路にするかどうかは分かりません。私が聞いている話では道が広がります。例えば、パラソルをおいて食事をしたり、いろんなことができるような状況。では、そこは道路なんですか、道路じゃないんですか。

だから、切り離せない問題だという認識であれば、組織を変えるというところまで持っていかないと、強い新潟市にはならないと、私は思っています。意見を言わせて頂きました。

【黒野委員長】

ありがとうございます。改正後のところが住生活基本計画となっていますので、山田委員ご指摘の住生活、人の生活というところは、住宅の中だけにとどまらずに、道路も含めたものであるということはおっしゃる通りだと思いますし、また、先程、事務局から回答いただいた通り、行政としては、専門部署があるわけなんですけれども、土木部や都市政策部など所管課と調整していく、住民の生活にかかわるところは調整していくことが、今までもやっていただいていたと思いますし、新潟市住生活基本計画となっていますので、そういう視点をこれからも大事にしているだけということかと思って聞いていました。山田委員のおっしゃった、市の組織を変えることは大変かと思しますので、住生活という視点から各部署と連携したり調整したりということをお大事にして、対応にあたることでやっていただけないかと思ったところです。

重要なご指摘、誠にありがとうございました。他にいかがでしょうか。小池先生、お願いします。

【小池副委員長】

確認ですが、改正後の会議第6条4号にウェブ会議のことが新たに出てきました。これを見ると、ウェブ会議は全部または一部の委員が出席できるとありますので、場合によっては全員がウェブ参加ということもありうるというイメージかということと、どういう会議スタイルをイメージされているのかお聞きしたい。

また、今回のように非公開の部分についてどのように対応するのかお聞きしたい。

【事務局】

はい、ありがとうございます。

まず、全員がウェブで参加できるかということで、一部でも結構ですし、皆様全員がウェブ形式で参加されることも想定しております。

会議のイメージですが、通常の会議をイメージしております。

非公開部分がある場合なのですが、これから検討にはなりますが、1つの方法として考えているのが、市の会議室のほうに、ウェブの画面を閲覧できる部屋を設けて、そこに傍聴者から来ていただくような形、非公開部分については、退出していただくという、ここで開催しているものと同じような、イメージで考えておりますが、他にもっと良い方法があれば検討してまいりたいと思います。

【小池副委員長】

ありがとうございました。

たぶん、コロナ禍などでも会議が円滑に進められることを想定してのウェブ会議かなと思います。結構いろんな会議、いろんな持ち方をされているのが現状かなと思いますので、基本対面で、プラス当日出られない人だけがウェブ参加というかたちもあれば、それぞれ全員がウェブ会議にするとすると、それぞれが何処から参加するのか、特に、非公開のところについて、完全に全員が周りからシャットダウンできるところから参加できるものばかりではないので、ちょっと、その部分は丁寧に扱っていただいたほうが良いのではと思いました。

【事務局】

ありがとうございます。

先程、小池先生におっしゃっていただいたように、基本は、皆様が集まって頂くのが基本だと思っております。どうしても来られない方、日程が合わない方はウェブで参加する、それを基本にしていけたらと思っております。

あとは、非公開部分について完全にシャットダウンできるかどうかについて、今後よく検討してまいりたいと思います。

どうもありがとうございます。

【黒野委員長】

ありがとうございました。他にどうでしょうか。特にないようでしたら、次第4につきまして、資料4-1、4-2の方向で進めていただくということでご了承いただいたということで、これで終了とさせていただきます。

以上で本日予定されていた議事が終了となりますが、多くのご意見をおっしゃっていただいて大変ありがとうございました。また、進行にもご協力いただき、ありがとうございました。

それでは、事務局のほうに進行をお返ししたいと思います。

【事務局】

黒野委員長ありがとうございました。また、委員の皆様、大変参考となる貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。

ここで事務局より連絡事項を3点ほどお伝えさせていただきます。

1点目、今後の予定についてです。本日ご議論頂きました2つの計画の策定に関しましては、本日ご議論頂いた内容を踏まえまして、3月末の計画策定に向けて引き続き作業を進めてまいります。また、計画成案になりましたらホームページ等にも掲載させていただくこととしています。来年度の会議については、現時点では未定としておりますが、開催にあたりましては、また、事務局よりご連絡させていただきたいと思っております。

2点目、来年度の委員の改選についてです。委員の皆様の任期が、今年度末をもって満了とな

ります。来年度以降の委員の選出につきましては、各委員の皆様の所属されている団体等を通じて改めて照会させて頂きたいと思っております。

3点目、本日使用した資料についてです。今回、非公開部分を含みます次第3の「管理不全な空き家等の対応について」というところで使用いたしました資料3-1から資料3-3につきましては、閉会後に回収させて頂きたいと思っておりますので、机の上に置いたままにしていればと思います。

こちら以外の資料につきましては、お持ち帰りいただいてもかまいません。ご不要な場合は、机の上においていただいても結構です。

連絡事項は以上です。最後に住環境政策課長の高野より閉会のご挨拶させていただきます。

【住環境政策課課長】

本日はお忙しい中お越しいただきまして、大変ありがとうございました。長時間に渡りご議論、誠に感謝しております。

本日は、新潟市の住生活基本計画と、マンション計画についてご報告させて頂きました。計画につきましては、3月末の計画策定に向け、引き続き作業を続けてまいります。管理不全な空き家については、解決に向けて引き続き適切に対応してまいります。

このような会議は本日をもって最後となります。委員の皆様におかれましては、一年間、会議の運営にご協力いただきまして誠にありがとうございました。また、今月末をもって任期満了となります。改選ということになりますが、今後とも本市の住宅施策へのご協力を引き続きよろしくお願い申し上げます。

以上を持ちまして、令和4年度第3回「にいがた住まい環境基本計画推進有識者会議」を閉会いたします。

本日は誠にありがとうございました。